

独立行政法人日本学術振興会平成22年度
先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務
に関する報告書に付する文部科学大臣の
意見

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年12月13日法律第159号）
附則第2条の7第2項の規定に基づき、平成22年度先端研究助成業務及び研
究者海外派遣業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりで
ある。

平成23年11月

文 部 科 学 大 臣

平成22年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見

平成22年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

I 先端研究助成業務

- ① 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）においては、総合科学技術会議が決定した運用方針に沿って文部科学省が策定した「最先端研究開発支援プログラム」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に係る運用基本方針に則った取扱要領等関係規程に基づき、助成事業を実施した。
- ② 特に、最先端・次世代研究開発支援プログラムについては、研究者・研究課題の公募にあたり、関係資料のホームページへの掲載などにより広く周知され、多数の応募につながった。
また、審査にあたっては、外部有識者による審査委員会において、研究者の将来性や研究課題の斬新性などを勘案しつつ厳正な審査が行われ、その結果を踏まえて総合科学技術会議において採択が決定された。
- ③ 先端研究助成基金の管理については、基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。
なお、総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議において、「平成21年度及び22年度に係る先端研究助成基金のフォローアップ」が実施され、「振興会による基金の管理・運用については、概ね適切に運営が行われていると判断される。」との結果であった。

II 研究者海外派遣業務

- ① 振興会においては、研究者海外派遣基金助成金の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」及び「優秀若手研究者海外派遣事業」に係る取扱要領等関係規程に基づき、派遣業務を実施した。
- ② 派遣を終了した事業については、速やかに助成金の額の確定を行った。
- ③ 研究者海外派遣基金の管理については、基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。